

(別紙)

令和2年1月15日

印西市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスの介護報酬改定内容について

1. 改定要旨

印西市では平成28年3月に総合事業を開始し、翌28年度中には全ての対象者が総合事業へ移行しました。

以後、サービスとしては従前相当のサービスのみを実施しておりますが、今後も印西市が安定したサービス提供を続けていくためには、地域包括ケアシステムの構築を推進し、多様な住民ニーズに応じたきめ細やかなサービスを創出するとともに、既存のサービス体系の見直しを図り、効率的な運用体制を整えることが喫緊の課題となっております。

このような中、通所介護相当サービスの利用状況においては、当月中の利用回数に関わらず、ひと月分の事業費を負担している現状があり、これまでも通所介護事業所連絡会においてご意見を伺ってきたものです。

本改訂は、いただいたご意見等を踏まえたうえで、利用実態に応じた単価設定に見直すこととしたものです。

2. 改定内容

主な改定内容については、次のとおりとなります。

(1) 1回あたりの単価を設定

1回あたりの単価で請求することを基本とし、当月の利用回数が既定回数を超えた場合のみ、月額で請求することとなります。(表1参照)

その他、定員超過及び看護・介護職員欠員の場合の単価についても同様に改定いたしますので、詳しくは添付のサービスコード表をご覧ください。

(2) 日割りコードの廃止

日割のコードは廃止いたします。月途中での入所や契約開始・終了など、従来は日割で対応していたケースについても、該当事由の発生日に関係なく、あくまで当月中の利用回数に応じた単位を請求することになります。

(3) 改定期日

令和2年4月1日

3. マスタ表の掲載について

本改訂のマスタ表については、3月ごろに市ホームページに掲載する予定ですので、ご確認ください。

表1 主な改定内容

【旧】 令和2年3月サービス分まで		【新】 令和2年4月サービス分以降	
算定項目	単位数	算定項目	単位数
事業対象者・要支援1(月額) 利用回数に関わらず	1月につき 1,655 単位	事業対象者・要支援1(月額) 一月の中で <u>4回以上の場合</u> ※	一月につき 1,655 単位
事業対象者・要支援1(日割)	1日につき 54 単位	事業対象者・要支援1(日割)	廃止
要支援2(月額) 利用回数に関わらず	1月につき 3,393 単位	要支援2(月額) 一月の中で <u>8回以上の場合</u> ※	1月につき 3,393 単位
要支援2(日割)	1日につき 112 単位	要支援2(日割)	廃止
		事業対象者・要支援1(回数) 一月の中で <u>3回まで</u> ※	1回につき 380 単位
		同一建物減算の場合	1回につき 286 単位
		要支援2(回数) 一月の中で <u>7回まで</u> ※	1回につき 391 単位
		同一建物減算の場合	1回につき 297 単位

※ 各単位数については国の示す基準に準じて作っておりますが、波線部の規定回数については、国の示す基準より下げておりますのでご注意ください。